

米野木お馬頭保存会細則

第1条 会則第4条（3）の各委員会は、次のとおりとする。

- （1）総務委員会
- （2）広報委員会
- （3）お馬頭委員会
- （4）衣装委員会
- （5）馬具委員会
- （6）おはやし委員会
- （7）正月行事委員会

2 各委員会の業務分掌は別に定める。

第2条 保存会の会員は、前条各項のいずれかに所属するものとする。なお、重複可とする。

第3条 幹事長は、各委員会の連絡調整にあたり、副幹事長は、委員長の補佐をする。

第4条 各委員長は、役員会に出席できない場合は、副委員長に出席させる。

2 委員長、副委員長ともに出席が出来ない場合は、委員長は委員会の中から委員を指名し、その旨を幹事長に伝え承諾を得て出席させる。

第5条 役員会に書記を置き、会議録を作成する。書記は、総務委員会から選出する。

2 会議録を作成したら、速やかに役員に配布し、承認を得た後に、全会員に配付する。

第6条 顧問及び名誉顧問は、必要に応じて役員会に出席し、それぞれの立場で意見を述べることができる。

第7条 保存会の会員は、年会費として毎年年度初めに1, 0 0 0円を納入する。

2 年会費の滞納者への対応については、別に定める。

第8条 保存会の会員に対する弔慰金について、次のとおり定める。

- （1）正会員が死亡 5, 0 0 0円
- （2）その他、必要と思われる事情が発生した場合、役員会で協議し決定する。

(附則)

本細則は、平成20年5月1日から施行する。

平成22年4月18日改正

平成24年5月13日改正

平成27年5月31日改正

平成28年5月22日改正

令和4年5月29日改正